

申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

保育所等版

保育所等を利用開始後、お仕事を辞められる、転職される、育児休業を取得される、妊娠・出産を迎えられる、引越される、退園されるなどの変更が生じる場合には、原則として変更が生じる前月20日までに以下の書類を提出してください。(原則として翌月の初日より変更します。月途中や、さかのぼって認定内容の変更を行うことはできません。提出書類に不備等がある場合には受付できない場合がありますのでご注意ください。)

状況の変化の例	提出書類
大和市外に転出	子どものための教育・保育給付等認定取消届
大和市内で転居	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書
世帯構成の変化(離婚・結婚・祖父母と同居等)	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 離婚・結婚の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)
保育所等を退園	子どものための教育・保育給付等認定取消届
保育を必要とする状況の変化 (就労の変化(転職・勤務時間の変更・退職他)等)	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ※必要に応じて下表の書類を添付
その他、申請内容に変更が生じる場合	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 に変更内容が確認できる書類を添付

※保育を必要とする状況及び必要書類(※必要書類はほいく課窓口並びにウェブサイト(2次元コードのページ)から入手できます)

保育を必要とする状況		提出書類
就労	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	就労(内定)証明書 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始(予定)日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
内職	月3万円以上	
出産	産前6週目(多胎の場合は14週目)の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間 ※出産予定日で認定するため、実際の出産日により認定期間が前後する場合があります。	親子健康手帳(母子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページの写し(多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要) ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
疾病・傷病	1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合	医師の診断書 ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの
心身障がい	身体障害者手帳1~4級、精神障害者手帳1~3級、療育手帳A・B1・B2	各手帳の写し
介護・看護	同居する親族などを常時観察・付添介護(看護)のため保育にあたれない場合	介護または付き添いに関する申立書及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合	災害復旧に従事していることが分かる書類
求職	仕事を探すために、外出することを常態としている場合	求職活動に関する申立書
就学	月64時間以上の就学(学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項に定めるものなど)	在学証明書及び変更日以降の時間割が分かる書類
育児休業	育児休業開始前から認可保育所等に在籍しており、育児休業中も同じ施設を継続利用するとき、または育児休業から復帰するとき ※育児・介護休業法に基づく育児休業が対象です。	継続利用時:就労(内定)証明書(育児休業取得(予定)期間、復職(予定)日の記載のあるもの) 復帰時:育児休業等復職証明書

○問合せ先○

入所申込や利用に関すること

大和市ほいく課利用調整係

電話:046-260-5607

住所:〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

受付:祝日を除く月曜日から金曜日の8:30~12:00、13:00~17:00

保育の認定や保育料に関すること

大和市ほいく課認定管理係

電話:046-260-5628

【2次元コード】

